

○議長（茅沼隆文）

日程第2 一般質問を行います。質問の順番は通告順で行います。また、明後日、6月19日の日曜議会においても、一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は、一人当たり30分といたします。

それでは、一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

11番、菊川敬人議員、どうぞ。

○11番（菊川敬人）

皆様、おはようございます。議席番号11番、菊川敬人です。

本日はまず、1項目目の質問として、自然災害へ向き合うための対応策は、でございます。

「災害は忘れたころにやってくる」といわれていますが、近年の異常気象によるゲリラ豪雨や台風の勢力は、年ごとに巨大化しているようであります。昨年は豪雨で鬼怒川が決壊し庁舎の浸水を始め、多くの家屋に甚大な被害が出たことは記憶に鮮明に残っています。

また、同年5月には、大涌谷で小規模な噴煙が発生し観光や入山の規制が敷かれ、生活にも影響を与えました。そして、今年4月14日に発生した熊本県益城町を震源とした震度7の直下型地震の報道に恐怖を感じると同時に、その後の連鎖的に発生する本震・余震は全てのものを破壊するまで続きそうに感じられ、まさに恐怖でありました。

一方、東日本大震災から5年が経過し、復旧復興が進む中、当時の記憶も薄れかけてきています。我が国は、地震大国であることを再認識する必要があります。いつ・どこで起きるかわからない地震に対しては、緊張感を持ち生活すべきであります。

私たちの周辺でも、複数の活断層が存在し、加えて三保ダムがあることを念頭に、しっかりとした防災計画及び水路改修計画が望まれるため以下の項目についてお伺いいたします。

1. 公共施設等総合管理計画の推進について。
2. 最大震度6強に耐える広域避難所はどこか。
3. 地域避難所の見直しの必要性はあるのか。
4. 町内水路の改修状況についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

菊川議員のご質問にお答えをいたします。

開成町の防災対策については、災害対策基本法第42条の規定に基づき、開成町地域防災計画において、総合的な防災対策をまとめております。

開成町地域防災計画は、防災対策の計画的推進、地震災害対策編、東海地震に関する事前対策編、風水害対策編、自然災害等の特殊災害対策編の5編成から構成をされております。

地域防災計画では「減災」の考え方を重視し、町民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会・自主防災組織等の「共助」、行政等による「公助」を重層的に組み合わせ機能させることによって地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりの推進をビジョンとしております。

地震災害としては、耐震化による機能強化を実現した防災拠点の整備や木造住宅の耐震化など耐震化の促進などが掲げられます。

風水害対策としては、国・県と連携した酒匂川の河床整備や河川改修及び水路整備によって安全対策に係る社会基盤の整備を図ることとしております。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、「指定避難所」「指定緊急避難場所」などの新たな文言に変更がされました。それぞれ被災された方が一時的に滞在するもの及び災害の危険が切迫した際の安全な避難場所を表すもので、従前からの「広域避難所」「広域避難場所」を置き換えたものであります。

従いまして、以下の答弁では従前の「広域避難所」「広域避難場所」を使ってお答えさせていただきます。

地域避難所については、各自治会の自治会館、公民館、公会堂が該当し、災害が発生したときに最初に開設する避難所として位置付けをしております。

広域避難所については、幼稚園、小学校、中学校、吉田島総合高校が該当し、災害の危険性が拡大し、地域避難所に収容しきれない場合に開設する避難所として位置付けをしております。

次に、広域避難場所については、公園、学校の校庭など地震災害等の際に、大規模延焼火災が発生した場合に、一時的に大人数の収容が可能な場所として位置付けをしております。

それでは、一つ目の質問にお答えをいたします。いわゆる高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえて、これらのインフラを国や地方公共団体等が一丸となって、戦略的な維持管理及び更新等を推進することを目的として、国による「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

開成町でも、昭和45年に建設された役場庁舎、昭和48年に建設された開成小学校校舎、昭和49年に建設された岡野老人憩いの家、宮台老人憩いの家などをはじめとして、公共施設の老朽化が進んでおります。

については、国の基本計画に基づき、各施設の面積、建物の築年数、施設の配置状況などを明らかにし、施設の老朽化、施設機能の重複、計画的な維持補修などについて分析を行い、町全体の公共施設等の状況を把握した上で、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化など計画性を持った公共施設等の適切な保有と維持管理等に関する基本的な方向性を明らかにするため「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでおります。

町民生活に公共施設等が果たす役割は大きく、特に災害等の発生時には災害対策拠点、復興拠点、避難所としての役割を果たすものが数多く含まれることから、東日本大震災発生後、公共施設等の整備に関し、安全や防災に関する機能や設備の充実がよ

り強く求められるようになってきたことなど、社会情勢の変化に伴い、今後の社会資本整備のあり方を様々な視点から再考することが求められております。

このたびの熊本地震で役場庁舎が損壊した自治体では、駐車場にテントを張って災害対策本部とし、救援物資の配布や被害状況の確認をするなど、被災者対応やその後の業務に大きな支障が生じております。

また、役場庁舎の損壊により、災害時の司令塔機能が失われ、行政の対応が混乱することは、住民に大きな不安を与えると同時に、復旧・復興への妨げになることも改めて認識させられたところであります。

このような事態を教訓として、現在、整備を進めている新庁舎建設においては、高い耐震性や安全性を確保した建物を整備し、災害対策本部機能、被災時対応機能、業務継続機能を持たせることで、大規模な災害の発生に対しても、職員や来庁者の安全確保が図られ、有事の際に最も頼りになる安全・安心の中核となり、町民の暮らしを守り続ける役場庁舎の実現に尽力をしております。

次に、二つ目のご質問にお答えをいたします。

開成町の広域避難所は現在、開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校、神奈川県立吉田島総合高校の5カ所となっております。

開成幼稚園については、平成8年度に、開成小学校についても平成7・8年の2カ年で、また文命中学校も、平成8・9年の2カ年でそれぞれ耐震補強工事を実施済みであります。

開成南小学校については、平成22年度に開校しており、開成幼稚園に併設している南部コミュニティセンターは、平成2年に開設しており、新しい耐震基準で建設しているため震度6強の地震に対しては問題はありません。

さらに、災害時における避難施設としての施設利用に関する協定により、開成町民の広域避難所として指定している神奈川県立吉田島総合高校の体育館及び格技場については、格技場は耐震診断の結果、震度6強の地震に対しては問題がなく、体育館については今年度耐震補強工事を実施する予定であります。

しかしながら、今回の熊本地震においては、震度7の地震が2回発生するなど強い地震が繰り返し何回も発生しているかつてない異例の事態となっており、新耐震基準を満たしている建物も倒壊しているケースもあります。

こうしたことから、国が今回の熊本地震を受け、耐震基準の見直しを検討しており、今後、新たな見解が示された場合には、広域避難所のあり方について検討してまいります。

3点目のご質問にお答えします。

3点目、地域避難所の見直しの必要性については、現時点においては、各自治会の拠点施設である自治会館、公民館、公会堂等を指定しておりますので、基本的には変更の必要性はないと考えております。

昭和56年以前に建築の岡野老人憩の家、金井島公民館、宮台老人憩の家のうち、耐震診断において、宮台は耐震に問題がなく、岡野、金井島についても耐震補強済み

となっており、震度6強の地震に対しては問題はありません。

しかしながら、先ほど広域避難所についてお答えをいたしました。今回の熊本地震の教訓に基づいて、国が耐震基準の見直しを検討している状況ですので、今後、新たな見解が示された場合には、地域避難所の見直しを検討していく必要があると考えております。また、みなみ地区に新たに自治会が発足した場合には、改めてみなみ自治会館を地域避難所に指定することも考えております。

4点目の町内水路の改修状況について、お答えをいたします。

平成19年9月の台風9号で、十文字橋の落橋、開成水辺スポーツ公園の一部冠水、平成22年9月の台風9号では町内水路の溢水、開成水辺スポーツ公園全体の冠水被害が発生をいたしました。

これらの災害の原因となるゲリラ豪雨や台風等の局地的な降雨による河川や水路の急激な増水等の対策及び整備方針について、二つの台風により町及び町民が受けた被害状況等を検証した上で、平成23年1月に、「開成町水害対策検討結果報告書」として取りまとめられました。

報告書では、被害箇所59カ所について、被害の状況、考えられる原因、対処法（対策）等を検証・検討し、また、開成町総合計画に位置付けをし、計画的に実施する水路改良事業等については、その整備により改善される被害箇所について整理をし、対策を実施する時期・優先順位を定め、対処できる箇所から、水路や堰の改修等を進めております。

さらに、平時から取り組みとして、クリーンデー等における自治会・町民との協働による水路に堆積した土砂の除去や、酒匂川右岸土地改良区と連携して、水門・堰の適切な管理等について、町及び町民等の役割を整理をいたしました。

なお、被害箇所59カ所のうち、平成26年度までに対処する計画とした26カ所については、平成27年度までに、全ての箇所で対策を実施しており、これからも、報告書に基づき、着実に水害対策に取り組んでまいります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

通告に従いまして、るる答弁をいただきました。それでは、改めて質問を続けさせていただきます。

4月に発生しました、熊本地震以降、再び全国に地震に対する様々な事柄について、再検討が進められております。

東日本大震災や、阪神震災の直後は、自らの身を守る大切さを強く感じていたわけですが、その意識もだんだんと薄れてしまったところでありました。

今回の災害を機に、私たちは本当に真剣に防災対策について取り組むことを考えなきゃいけないのかなという感じがいたしまして質問とさせていただきたいと思いません。

大規模災害では、業務が続けられなくなること、庁舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ決めておく計画、BCB等が必要であります。全国的には、非常に人手不足や時間がかかるということで達成されていない部分等があるようであります。

それでは、地域避難場所の見直しについて、はじめにお伺いたします。

平成7年、8年に、広域避難場所については、耐震診断を実施しております。地域避難場所も同様に実施されたと思いますが、地域避難場所の対象物としては、木造の建物が非常に多いようです。診断後、既に20年21年が経過しておりますが、一部については、補強工事が実施されておりますが、その後、建物の老朽化ということも懸念されるわけですが、この部分について、施設の見直し等について、先ほど、町長答弁では、国の見解により見直しをしていきたいという答弁がございましたが、国を待たずして、老朽化が進んでいる中で見直しということは考えておられるかどうか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず、今日資料をお配りさせていただきましたが、ご質問の内容では、地域避難場所というようなご質問でしたけれども、資料にございますように、避難場所は、広場みたいなそういうところをお示ししまして、避難所という形で解釈して、答弁させていただきたいと思っております。

ご質問の部分ですけれども、国に先んじて見直すのは必要ではないか。あるいはどう考えるかということにつきましては、これは議員のおっしゃるとおりかなと思っておりますが、そうした場合、どのように見直すのかというのを、これはなかなか難しい部分がございます。建物の耐震性というのは、ご存じのとおり、建築基準法等での基準がございますので、それが議員のご質問のとおり、今現在は6強を基本としているということです。では今回7という地震が起きたわけですけれども、これはご存じのとおり、今の日本の気象庁の震度階層は、震度ゼロから震度7までの10階層、5と6が強弱ございますので、したがって、7以上というか、8以上は基本的にはないわけです。ですから、そういった部分がございます。ご質問の趣旨は十分ご理解できますが、ではどこを設定してということになると、なかなか一市町村では難しさがあると。

ちょっとこれは余分な部分ではございますけれども、建築基準法につきましても、これはご存じのとおり、憲法の財産権がございますから、基本的に個人の財産のところまで規制できないということで、法律の趣旨は最低限の基準という形で建築基準法は定められているという部分もございますので、ちょっと長くなりますけれども、なかなか設定するという場合、どこでという部分がございますが、ちょっとそこは難しさがあるかなと。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

広域避難場所と言ってしまいましたが、広域避難所の誤りでありました。ああいった形の大地震を目の当たりにしますと、私もそうですが、町民の皆さん全てがどこに行ったらいいのかという不安がつきまとうわけで、そこをまず、しっかりとした形で、ここは震度5強までは大丈夫だよと。明確にしておく必要があるのかなと思います。

例えば、東日本大震災や、熊本地震では、指定避難場所があるわけですが、この指定避難場所が、熊本の場合は、70カ所、指定避難場所が被害を受けたというので、指定避難場所の被害を受けた中の9割が、非構造物の。

○議長（茅沼隆文）

ちょっと失礼します。傍聴者の方、私語をおやめください。

○11番（菊川敬人）

非構造物の被害があるということで、国交省のほうも耐震性基準を定めておるわけでございます。それとまた、文科省のほうも、各都道府県の教育委員会宛てに、非構造物について検討するような形で促していきたいということがありますが、現状、我が町において、指定避難場所が小学校、中学校、高校があるわけでありましたが、当然、体育館もこれは対象になってくるかなと思いますけれども、非構造物、いわゆる照明、あるいは天井といったところ、この辺のところ、私の記憶では、以前、小学校の体育館で、平成20年か、21年ぐらいに、体育館の天井を補修したという記憶がございますが、現状において、震度6、あるいは震度6強に対応できるような状況になっているのかどうか、お伺いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

菊川議員のご質問にお答えいたします。ただいまの指定避難所の大丈夫かどうか、というご質問でございますけれども、まず、先ほどの当初の町長の答弁の中でも、開成町の場合、広域避難所を指定避難所ということで置き換えるということでお話ししております。

指定に関しましては、災害対策基本法の中で町が指定する形になっておりますけれども、今現在はその指定というのは、今、基準等を調整している段階でございますので、指定という形では、広域避難所、広域避難場所という表現に今はなっております。

今おっしゃられたその辺の部分でございますが、実際に耐震補強等の工事等の関係で、体育館についても、実際に、平成8年、9年、その中で震度6強に耐え得るところでの耐震補強をしておりますので、その部分におきまして、地震が起きた場合には、当然、点検等、上からパネルが落ちてくるとか、そういうものを確認をまずさせていただいて、職員と管理者が確認をさせていただきまして、その上でその中が使えるかどうか、それをしっかり確認した上で、中に入るといって形になろうかと思っております。実際の今の基準としては、大丈夫ではないかという認識を持っております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

補足をさせていただきますけれども、町長答弁、あるいは今の課長のほうで答弁がございましたが、まさに耐震基準というのは、躯体の構造的な耐震は確かに基準がありますので、それは一応57年以降の基準、震度6強になってはいますが、ご質問等に、その附帯するものについてというのは、基本的には基準がございませんので、そうすると、イメージをすると、まさにそこにもし昼間であれば、児童ですとか、生徒とかいた場合には、それは非常に危険な部分、恐らく点検はしていないと思うんですが、ただ、避難所としての活用という部分を考えると、起きた後でございますから、そうすると、今、課長が答弁させていただいたように、一応躯体は大丈夫であるけれども、附属的な部分は整備をして使うという形になろうかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、体育館の、先ほど天井の関係でおっしゃられましたので、その関係でございますけれども、こちらにつきましては、文部科学省から、以前、つり天井から落ちる事故がございましたので、その辺の点検の指示等がございました。今現在、小学校、中学校におきましては、つり天井ではないんですけれども、一部開成小学校について、照明がございまして、その周りが金網でなっている部分がございます。それが金網の部分天井にびっちりついてますと、実は揺れたときに、その衝撃を受けて落下をするおそれがあるということで、その部分をクリアランスですか。それをとったような工事は実施しておりますので、今現在、小中学校の天井については、落下するようなそういう天井というものの危険性はないというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

私の記憶では、非構造物の耐震性基準が国交省から出ていたような記憶があったものですから、ここでちょっと質問させていただいたんですが、今年4月に、神奈川県の新防災戦略が改正されています。防災目標として、六つの地震を主な調査対象としているわけでありますが、中でも死者数が最も多いと想定される大正型関東地震については、3万1,550人の死亡を半減させようという狙いがあるわけです。

神奈川は、ご承知のように関東地方の中でご承知のように関東地方の中で、最も活断層の密度が高い地域とされています。我々の身近であります県西域においても、塩沢断層帯、平山松田北断層帯、国府津松田断層帯があるわけでありますが、東日本大震災や、熊本地震を見て、地震直後の資器材や、食料品の不足が非常に目立っております。国の防災基準第3節を見ますと、2日から3日程度の食糧、あるいは飲料水の確保を呼びかけております。

神奈川県地域防災計画では、被災者への食糧提供は、市町村の役目というふうな形で記載されております。しかし、現在の町の災害備蓄状況を見ますと、1万7,000食ということになっております。つまり、これは町民に対して、本当に十分な量であるのかなという懸念があります。

また、帰宅困難者を含めた形で、今後、備蓄の再検討が必要と思われれます。

また、最近では、熊本地震において、1週間程度食料品の調達に支障が生じたということで、2日、3日ではなくて、1週間分必要だよという声もありますが、この辺のところについての考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいまの菊川議員のご質問にお答えをいたします。備蓄食糧に関しましてのご質問ということでご回答いたします。開成町の食糧の備蓄につきましては、町の備蓄指針におきまして、行政等による備蓄、協定、流通在庫、援助物資等を総合的に考慮いたしまして、備蓄をしていくということで、方針を決めております。

行政につきましては、およそ、そのうちの3割程度、流通在庫、それから協定等による備蓄としても7割程度ということでの備蓄を備えるという形を考えております。

また、自助という部分で、先ほどからも、今、議員さんもおっしゃられましたとおり、町民の皆さんに最低3日分、もし可能であれば7日分、その日、備蓄をしていただくことによって、自分の身は自分で守るという形で備蓄をお願いするという形で災害に備えております。

現在の町の備蓄としましては、菊川議員さんおっしゃられましたとおり、1万7,510食を整備しております。内訳といたしましては、避難者用として、帰宅困難者も含めておりますけれども、1万710食、また、これとは別に、自治会のほうでも、約3,000食ほど備蓄しております。また、高齢者等の災害用の、災害時要援護者の食糧、こちらのほうが約3,800食ほどということで、全体的に1万7,510食ほど整備をしているということでございます。

確かに先ほど議員ご指摘のとおり、東日本大震災におきましては、避難者数が相当な数に、1万人等にのぼるところもございましてけれども、現在のところは、避難者の約64%の整備という状況になっております。その中につきましても、駅の滞留者の方の、帰宅困難者という部分もございまして、それもあわせて整備を進めるということで、計画的に、実際に備蓄費の食糧についても、賞味期限というのがございまして、5年というスパンがございまして、ですので、一気に全てをそろえるのも、それは予算があれば可能かもしれませんが、ただ、それは効率的な部分等もありまして、備蓄する場所の問題、そういったものもありますので、段階的に少しずつではございますけれども、増やしていくという、そういうところで今、計画しているというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

今、非常に防災については、こういった形の震災があつて、非常にタイミング的にいいのかなと考えておりましたが、時間的に非常に短いものですから、聞きたいことはいっぱいあるんですけども、今回は日曜議会の中で、同僚議員が何人か聞かれますので、そちらのほうに質問を委ねて、私はちょっとサイドのほうを質問させていただきました。

いずれにいたしましても、町民がまず、不安を持った生活しないような形ですね。払拭できるような形で、数字的にしっかりとあらわせるところはあらわしていただいて、安心感を与えていただきたいなという感じがいたします。今後ともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

はい、これで菊川議員の一般質問を終わります。